プロジェクト	2025 年 7 月開催 会計基準アドバイザリー・フォーラム（ASAF）への対応
項目	IASB　第 4 次アジェンダ協議

I. 本資料の目的

1. 本資料は、2025 年 7 月 7 日及び 8 日に開催予定の会計基準アドバイザリー・フォーラム（ASAF）において議論される予定である、IASB の第 4 次アジェンダ協議について、アジェンダ・ペーパー（AP）3 の内容についてお示しするとともに、質問に対する ASBJ 事務局の発言案についてご審議いただくことを目的としている。

II. 背景

2. IASB は、テクニカル戦略及び作業計画を利害関係者との協議（情報要請（以下「RFI」という。））を通じて決定している。IFRS 財団の定款[1]及びデュー・プロセス・ハンドブック[2]に基づくこのプロセスをアジェンダ協議という。IASB は、2027 年から開始する期間を対象とする第 4 次アジェンダ協議に関するプロジェクトを開始することを決定し、今後プロジェクトに対する意見を入手するために諮問機関及び他の利害関係者と協議するとしている。

3. IASB は、2025 年 7 月までの諮問機関等との協議後、2025 年 10 月までに第 4 次アジェンダ協議に関する RFI の内容を決定し、2025 年の第 4 四半期に RFI の公表を予定している。

III. IASB スタッフによる第 4 次アジェンダ協議のアプローチ案（AP3）

4. IASB スタッフは、第 3 次アジェンダ協議のアプローチは第 4 次アジェンダ協議においても引き続き有効と考えているとしている。しかしながら、IASB スタッフは、第 3 次アジェンダ協議後の環境の変化のうち、国際サステナビリティ基準審議会（以下「ISSB」という。）の創設という最も重要な変化を考慮する必要があるとして、第 4 次アジェンダ協

[1] IFRS 財団定款第 37 条(d)の(i)及び(ii)
[2] IFRS 財団デュー・プロセス・ハンドブック第 4.3 条から第 4.5 条

議においては、プロセスの開始時から ISSB の創設を踏まえてプロジェクトの期間と RFI の内容を考慮することを提案している。

ISSB の創設を踏まえたプロジェクトの期間

5. IASB はデュー・プロセス・ハンドブック[3]に示されている 5 年ごとの周期と整合させて、第 4 次アジェンダ協議は 2027 年から 2031 年までの IASB の技術的戦略及び作業計画を対象とするとしている。IASB はこれを当面の間(interim)のアジェンダ協議と呼んでいる。

6. しかし、IASB は、ISSB が前項の期間にアジェンダ協議を開始する場合、5 年の期間の終了前に再度協議を行うとしている(IASB スタッフはこれを、中期（medium-term）の IASB と ISSB の共同アジェンダ協議と呼んでいる)。これにより IASB と ISSB のアジェンダ協議の期間が一致することとなり、以下のことが可能となるとしている。

   (1) 利害関係者が各委員会の作業計画を同時期に容易に検討できる。

   (2) 両審議会は取り組むべき共同作業の性質についてのフィードバックを受領できる。

   (3) 両審議会がそれぞれ独立した作業計画に関係する共同作業の優先度についてのフィードバックを同時に受領できる結果、共同作業の優先度の決定に役立てられる。

RFI の具体的な内容

（全般）

7. IASB は、RFI の内容を以下の図（AP3 のスライド 9 より抜粋）を用いて、戦略的方向性及びバランス（①）、追加すべきプロジェクトを評価する規準（②）及びプロジェクトの優先度（③）に分けて説明している。

[3] デュー・プロセス・ハンドブック第 4.3 項
「審議会は、その作業計画に関する公開協議を 5 年ごとに、公開の情報要請により行う。(後略)」

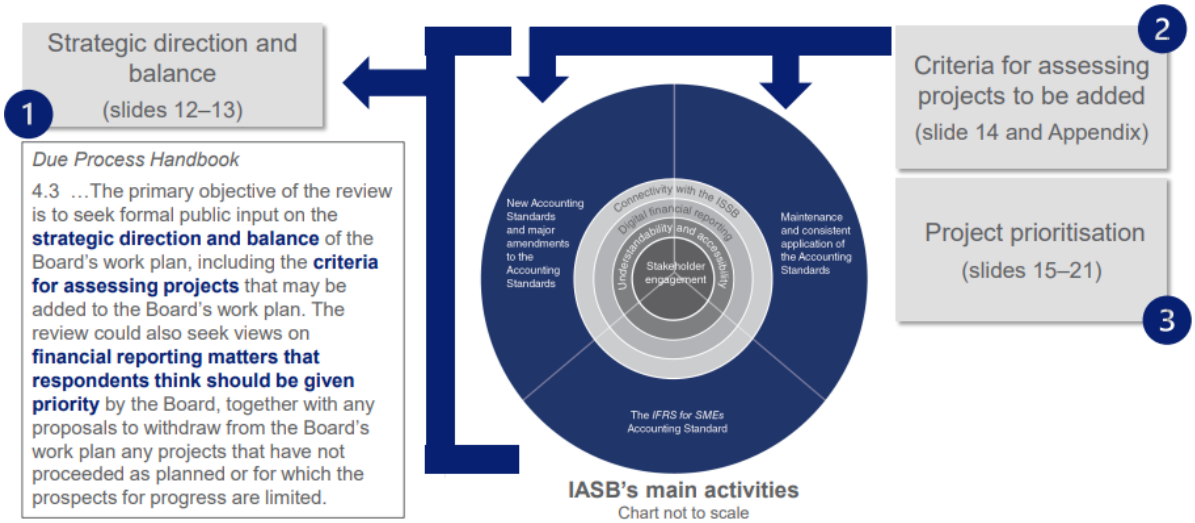

8. IASB によれば、上の図の円グラフにある活動の内容は次のとおりである。

色	活動	内容
濃い青色部分	新規の会計基準及び主な改訂	新規の IFRS 会計基準及び IFRS 会計基準の主な改訂の開発と、適用後レビューの実施で構成される。
	維持と一貫性のある適用	IFRS 会計基準の維持と一貫性のある適用を目的とした狭い範囲のプロジェクトで構成され、通常 2、3 年で解決可能な事項で構成される。これらの活動には、IFRS 解釈指針委員会の作業が含まれる。
	中小企業向け IFRS 会計基準	公的説明責任を持たない企業に対する要求事項の設定と教育的資料の開発で構成される。
灰色部分	ISSB とのつながり	IASB と ISSB は、各審議会の要求事項の互換性を確保し、潜在的な矛盾や抵触を回避するために、作業を調整し、つながりのある報告を可能にするプロセスを確立する。この作業には、IASB のプロジェクト（又はその逆）における ISSB との協力が含まれるが、IASB と ISSB の共同プロジェクトは含まれない。
	デジタル財務報告	IFRS 会計タクソノミーの開発・維持を含め、財務情報のデジタル利用をサポートする。人工知能が投資家のニーズにどのような影響を与えるかについての検討も含む。
	（IFRS 会計基準の）理解可能性とアクセシビリティ	理解可能性には、例えば、明確な IFRS 会計基準の作成、スナップショット及びプロジェクト・サマリー等の補足資料の作成が含まれる。アクセシビリティには、例えば、利害関係者が適用

		原則及び要求事項を識別しやすくするための技術の活用等が含まれる。
	利害関係者の関与	IFRS 会計基準の高品質な要求事項の開発を支援し、その受け入れを促進するために、利害関係者から意見を得ることを含む。

9. IASB スタッフは以下の(1)と(2)を区別することで、IASB と ISSB のつながりを説明することを提案している。

(1) 核となるつながりのある作業（本資料第 7 項の図中の円の灰色部分を参照）

(2) （両審議会によって実施される）潜在的な共同プロジェクト（本資料第 18 項(2)参照）

10. IASB スタッフは、前項のアプローチは ISSB のアジェンダの優先度に関する協議で採られたアプローチと同様であり、将来の各審議会のアジェンダ協議が整合するようにしているとしている。また IASB スタッフは、RFI 作成時に両審議会に共有できるフィードバックを得るために ISSB からもインプットを入手する予定であるとしている。

（戦略的方向性及びバランス）

11. IASB は、本資料第 7 項の図のトレードオフ関係にある濃い青色部分の活動のバランスを決定するのに役立つとして、RFI において IASB の作業計画の戦略的方向性及びバランスについてのフィードバックを求めるとしている。IASB スタッフは、利害関係者が回答しやすいように、これらの活動に現在どの程度重点を置いているのかについての見積りを RFI において提供することを提案している。なお、IASB は本資料第 7 項の図の灰色部分の活動は、濃い青色の全ての活動を支援する横断的なものであると説明している。

（追加すべきプロジェクトを評価する規準）

12. IASB は、RFI に対するフィードバックにおいて利害関係者が識別した財務報告の論点の優先度を決定する必要があるとして、追加すべきプロジェクトを評価する規準を用いるとしている。IASB は、このような規準の適用には判断が必要になるものの、RFI においては、IASB が潜在的なプロジェクトごとに、規準に照らして評価するための情報及び IASB が考慮すべきと考えるその他の規準に関するフィードバックを求める予定であるとしている。

13. IASB スタッフは、RFI の作成において、2025 年 1 月の IASB ボード会議で議論した優先度決定のフレームワーク[4]を活用することを提案している。この優先度決定のフレームワークは、IASB スタッフによれば、第 3 次アジェンダ協議において協議・使用された規準に基づくものであり、ISSB とのつながりも考慮したものであると説明している。

（プロジェクトの優先度）

14. IASB スタッフは、プロジェクトの優先度に関して、進行中のプロジェクト、パイプライン・プロジェクト及び新たなプロジェクトについてそれぞれ以下のように提案するとともに見込まれる対応能力についても次のとおり提案している。

進行中のプロジェクト

15. IASB スタッフは、デュー・プロセス・ハンドブックに定めるプロジェクトの廃止[5]に関連して、進行中のプロジェクトについては、廃止は検討しないことを提案している。これは、過去のアジェンダ協議において優先度が高いと決定されていること、多くの進行中のプロジェクトは計画通りに進んでいる等の理由によるとしている。

16. しかしながら、IASB スタッフは、RFI において IASB の作業計画についての全般的なコメントを求めることを提案している。一方、個別の進行中のプロジェクトを進めるかどうかについての RFI に対するフィードバックは、通常のプロジェクトのライフサイクルの一環として審議されるとしている。

パイプライン・プロジェクト

17. IASB は、パイプラインに以下の 5 つの維持管理及び一貫した適用のプロジェクトを有している。IASB スタッフは、既に適用後レビュー（PIR）を通じてプロジェクトの実施を約束していること等を理由に、これらのパイプライン・プロジェクトについての優先度の意見は RFI では求めないことを提案している。

(1) 単一資産企業における資産のセール・アンド・リースバック（IFRS 第 10 号「連結財務諸表」（以下「IFRS 第 10 号」という。）及び IFRS 第 16 号「リース」）

(2) 国際的な税制改革―第 2 の柱モデルルール（IAS 第 12 号「法人所得税」）

---

[4] 2025 年 1 月の IASB ボード会議で示された優先度決定のフレームワークの文案の概要を別紙 1 において示している。

[5] デュー・プロセス・ハンドブック第 4.3 項
「(前略) このレビューは、回答者の考える審議会が優先すべき財務報告上の事項に関する意見を、予定どおりに進んでいないか又は進捗の見込みが限定的であるプロジェクトを審議会の作業計画から廃止する提案とともに、求めることもできる。(後略)」

(3) 国際的な税制改革―第 2 の柱モデルルール（IFRS for SMEs 会計基準の修正）

(4) IFRS 第 6 号「鉱物資源の探査及び評価」における IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」の第 11 項及び第 12 項の適用の免除の暫定的性質の除外

(5) 信用リスクの開示―的を絞った改善

新たなプロジェクト

18. IASB スタッフは、RFI において、3 件から 5 件の「需要の高いプロジェクト」を識別し、それらのすべてが実施できるわけではないことを前提に、そのうちの最も優先度の高い項目について利害関係者からの焦点を絞ったフィードバックを求めることを提案している。IASB スタッフはまた、利害関係者から要望されているものの、上記の「需要の高いプロジェクト」ほど需要が高くない潜在的な代替プロジェクトを、RFI に含めることを提案している。

(1) 潜在的な IASB のプロジェクト

判断根拠	内容
第 3 次アジェンダ協議	● 暗号通貨及び関連取引 ● 継続企業の開示 ● 法人所得税の開示（投資家の要望） ● 事業セグメント（投資家の要望） ● 排出物価格設定メカニズム
ホライズン・スキャニング活動	● 超インフレ会計
横断的な論点	● 共同契約（適用後レビュー（PIR）：IFRS 第 10 号、IFRS 第 11 号「共同支配の取決め」（以下「IFRS 第 11 号」という。）及び IFRS 第 12 号「他の企業への関与の開示」（以下「IFRS 第 12 号」という。）） ● コーポレート・ラッパー（IFRS 第 10 号、IFRS 第 11 号及び IFRS 第 12 号の PIR）
IFRS 第 9 号「金融商品」の PIR を通じて識別されたプロジェクト	● 金融保証契約
IFRS 第 10 号、IFRS 第 11 号及び IFRS 第 12 号の PIR を通じて識別されたプロジェクト	● 他の企業への関与の会計

IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」の PIR を通じて識別されたプロジェクト	● 顧客との契約からの収益 ● サービス委譲契約

(2) 潜在的な IASB と ISSB の共同のプロジェクト

IASB スタッフは、IASB 公開草案「財務諸表における気候関連及びその他の不確実性」、ISSB 情報要請「アジェンダの優先度に関する協議」、IASB 公開草案「経営者による説明」に対するフィードバックにより、次のような共同プロジェクトの可能性が示唆されたとしている。

- 概念フレームワークのような枠組み
  - つながりのある報告への対応
  - 様々な一般目的財務報告における「範囲（boundaries）」の明確化
  - サステナビリティ報告の対象とするもの
- 報告の統合（integration in reporting）
- 重要性（materiality）

見込まれる対応能力

19. IASB スタッフは、利害関係者が RFI に回答しやすいように、2027 年から 2031 年の作業計画に財務諸表の論点を追加するための IASB の見込まれる対応能力に関する情報を含めることを提案している。IASB スタッフによれば、見込まれる対応能力とは、次のプロジェクトへの対応能力を確保した後の残余を指すとしている。

(1) 既に作業計画にある進行中のプロジェクトの継続

(2) 必要な適用後レビューの実施

(3) 今回のアジェンダ協議後に発生する可能性のある緊急プロジェクトの引受け

IV. ASAF メンバーへの質問

20. ASAF 会議では、ASAF メンバーに対して次の質問に対する回答が求められている。

No	質問内容
1	IASB の第 4 次アジェンダ協議のアプローチ案について、コメント又は質問があるか。
2	IASB スタッフは、RFI において、3 件から 5 件の「需要の高いプロジェクト」を識別し、それらのすべてが実施できないことを前提に、そのうちの最も優先度の高い項目について利害関係者からの焦点を絞ったフィードバックを求めることを提案している。IASB スタッフはまた、利害関係者から要望されているものの、上記の「需要の高いプロジェクト」ほど需要が高くない潜在的な代替プロジェクトも、RFI に含めることを提案している。 a) このアプローチに同意するか。 b) それらのすべてが実施できないことを前提に提案する、3 件から 5 件のプロジェクトのリストに含めるべきプロジェクトとして、どのプロジェクトを提案するか。IASB スタッフは、少なくとも「予備リスト」のプロジェクト（排出物質価格設定メカニズムと事業セグメント）から始めることを提案している。 c) 暫定的な潜在的な代替プロジェクトの候補リストについて、意見はあるか。 d) 追加したいプロジェクトがある場合、それぞれのプロジェクトについて、 i. 財務報告上の問題は何か ii. なぜその問題が重要と考えるか（例：広がり、影響） iii. どのような解決策が考えられるか e) リストから削除すべきと考えるプロジェクトはあるか。

V. ASBJ 事務局による対応（案）

ASBJ 事務局による分析及び見解

（「需要の高いプロジェクト」を提案するアプローチについて）

21. 3 件から 5 件の「需要の高いプロジェクト」を識別し、それらのすべてが実施できるわけではないことを前提に、そのうちの最も優先度の高い項目について利害関係者からの焦点を絞ったフィードバックを求めるアプローチを提案している点については、議論の焦点が明確になるため、支持する。

（RFIに含める「需要の高いプロジェクト」の識別の前提となるIASBの活動の分析）

22. RFI に含める「需要の高いプロジェクト」を識別するにあたっては、最近の IASB の活動の分析が必要になると考えられる。

23. ASBJ 事務局の分析は以下のとおりである。

<u>基準横断的な論点について</u>

24. IASB の「企業結合-開示、のれん及び減損」のプロジェクトを始めとする複数のプロジェクトにおいても、財務諸表とそれ以外の情報の「範囲（boundaries)」という、基準横断的な論点が議論されてきている。この論点の明確化を図ることにより、より効率的な基準開発が可能になると考えられる。

<u>最近の IASB の基準開発について</u>

25. 前項の問題点があることを把握しつつ、IASB は、根本的な問題を解決するための原則を開発することを回避し、ルールを開発することに注力しているように見受けられる。しかしながら、「持分法」のプロジェクトで見られたように、ルールの開発により特定の課題は解決されうるが、そのようなルールは類推適用するには特定事象に特化しすぎた結果、他の事象には適用困難な場合が多いと考えられる。

26. 問題の根本的な原因を把握し、原則を開発したうえで、その原則に基づいて解決するためには、長期的なリサーチ・プロジェクトを設定する必要があると考える。しかしながら、最近の IASB の基準開発においてそのような取組みは見受けられない。またこのような原則の開発を、特定の法域の基準設定主体が行うことは困難であると考えられる。

IASB のキャパシティについて

27. IASB は前項のような長期の原則又は基準開発が困難であることの理由として、本アジェンダ協議のアプローチにもあるとおり、リソースが限定的であること、必要なリソースが不足していることとしている。しかしながら、本来必要である基準の開発ができないことを、リソースに起因させるとする説明は適切ではないと考える。加えて、そもそも具体的にどの程度のリソースがどの程度の規模のプロジェクトに必要であるか等の詳細な分析が正確に行われていないようにも見受けられる。

コンバージェンスについて

28. 我々は、財務情報の比較可能性の促進と、高品質な会計基準の単一のセットの開発という IASB の長期的な目標を達成するにあたり、「米国会計基準とのコンバージェンス」は、考慮すべき重要な要因であると考えている。しかしながら、最近の IASB のプロジェクトにおいて、「米国会計基準とのコンバージェンス」が考慮されているようには見受けられない。このため、IASB は、最大の考慮事項とはしないまでも、「米国会計基準とのコンバージェンス」も引き続き考慮すべき事項であると考える。

（RFIに含める「需要の高いプロジェクト」の識別）

29. 「需要の高いプロジェクト」として、少なくとも「予備リスト」のプロジェクト（排出物質価格設定メカニズムと事業セグメント）から始めることが提案されている（ASAF メンバーへの質問参照）。この点、排出物価格設定メカニズムについては我が国においても制度が導入されるところであり、アジェンダに取り上げることに賛成する。事業セグメントについては、利用者からのニーズが聞かれているものの、作成者からニーズは聞かれていない。取り上げるとしてもプロジェクトの範囲を明確にしなければ、効率的な基準開発は難しくなると考えられる。

30. 「予備リスト」以外のプロジェクトとしては、一般目的財務報告における「範囲（boundaries）」の明確化の優先順位が高いと考えられる。

ASAF 会議における質問に対する ASBJ 事務局の発言案

31. 以下の内容を中心に、ASBJ として主張すべき内容を IASB が提示する項目に適宜関連付けて発言することが考えられる。

（「需要の高いプロジェクト」を提案するアプローチについて）

32. 3 件から 5 件の「需要の高いプロジェクト」を識別し、それらのすべてが実施できるわけではないことを前提に、そのうちの最も優先度の高い項目について利害関係者からの焦

点を絞ったフィードバックを求めるアプローチを提案している点については、議論の焦点が明確になるため、支持する。

（財務諸表の論点の優先度を決める規準について）

33. 財務情報の比較可能性の促進及び高品質な会計基準の単一のセットの開発という中長期的な目標の達成にあたり、米国会計基準とのコンバージェンスは考慮すべき要因であると考えるため、優先度を決める規準において、戦略的な優先度の中に、米国基準とのコンバージェンスが含まれていることには同意できると考える。

（RFIに含める「需要の高いプロジェクト」について）

34. 「需要の高いプロジェクト」として、少なくとも「予備リスト」のプロジェクト（排出物質価格設定メカニズムと事業セグメント）から始めることが提案されている（ASAF メンバーへの質問参照）。この点、排出物価格設定メカニズムについては我が国においても制度が導入されるところであり、アジェンダに取り上げることに賛成する。事業セグメントについては、利用者からのニーズが聞かれているものの、作成者からニーズは聞かれていない。取り上げるとしてもプロジェクトの範囲を明確にしなければ、効率的な基準開発は難しくなると考えられる。

35. 「予備リスト」以外のプロジェクトとしては、一般目的財務報告における「範囲（boundaries）」の明確化の優先順位が高いと考えられる。本資料第 19 項に記載のとおり、IASB は新規のプロジェクトは現在あるプロジェクトの対応能力を確保した後に残る、残余において対応するとしているが、財務諸表と財務諸表以外の財務情報との「範囲」といった基準横断的な論点の対応をリソースの不足を理由に対応できないとすることには、同意できないと考える。なお、現在優先して解決すべき論点に対応するために必要となるリソースを確保するためにはリソース管理体制の高度化が必要であると考える。

ディスカッション・ポイント
IASB の第 4 次アジェンダ協議のプロジェクトに関する本資料の説明について、ご質問又はご意見があればいただきたい。また、想定される質問に対する ASBJ 事務局の発言案について、ご意見をいただきたい。

以　上

別紙１　優先度決定のフレームワークの概要

1.　2025 年 1 月の IASB ボード会議のアジェンダ・ペーパー8[6]においては、IASB の優先度決定のフレームワークの文案が示されている。この文案では、主に以下の 2 点を基礎となるフレームワークとして挙げている。

(1) 技術的な考慮事項

① 広範性 (Pervasiveness) -多くの企業が影響を受けている又は影響を受けると見込まれるか。両審議会の優先度によって影響を受ける人々の適切なバランスを確保するために、影響を受ける法域、企業、業界に関する考慮事項が含まれている。

② 影響(Effects)-期待される財務報告上の便益がコストを上回る。作成者コストも考慮しつつ、主に投資家のニーズに基づく重要性

③ （基準設定に必要な投資を考慮した場合の）基準設定の実現可能性

④ 戦略的な優先度-IFRS 会計基準の原則主義的性質の維持、ISSB とのつながりの促進、米国会計基準とのコンバージェンスの維持、デジタル報告の促進、IFRS 会計基準の理解可能性の向上等

(2) 運用上の考慮事項

① 時間的な感応度（解決策が必要とされる緊急性等）

② （他の基準設定主体が実施している関連研究も含めて）論点となる事項が他のプロジェクトに対してもシナジーがあるか

③ （内部と利害関係者の）対応能力

以　上

[6] https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/meetings/2025/january/iasb/ap8-draft-iasb-prioritisation-framework.pdf